



FATF対日審査結果等について

令和4年1月24日（月）
内閣官房 FATF勧告関係法整備検討室
内閣参事官 陣田 直也

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、相互審査を実施。
- 37か国・2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。



FATF



（FATF加盟国一覧）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATF型地域体（FSRB）

地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

地域
①アジア太平洋
②カリブ
③中露を含むユーラシア
④東・南アフリカ
⑤中央アフリカ
⑥ラテンアメリカ
⑦西アフリカ
⑧中東・北アフリカ
⑨欧州

※第四次相互審査が終了しているのはFSRBも含めると120か国。
審査結果は、通常フォローアップが17か国、重点フォローアップが41か国、
観察対象国が62か国。

※2021年10月末時点でブラックリストは北朝鮮、イランの2か国。
グレイリストは23か国。

FATF第3次対日相互審査について

1. 第3次対日相互審査

- FATFは、第3次対日相互審査（2008年）において、我が国のマネロン・テロ資金対策が多くの点で不十分と指摘し、2014年6月には、我が国に対し、マネロン・テロ資金対策に関する法整備を含め、迅速に対処することを促す声明を公表した。
- こうした中、2014年秋の臨時国会において、マネロン・テロ資金対策に関する下記の3法が成立。

2. FATF勧告対応のために必要な法令整備

FATFの主な指摘	必要な対応
テロ行為に対する資金支援は犯罪となるが、アジト提供等の物的支援は犯罪となっていない。	テロ資金提供処罰法の改正法案を2013年の通常国会に提出 ⇒ 第187回臨時国会で「テロ資金提供処罰法改正法」が成立。 <u>2014年12月11日施行。</u>
顧客との継続的な取引関係の中で、リスクの高まりに応じて顧客管理を強化することが確立されていない。	顧客管理の内容を充実するための犯罪収益移転防止法の改正 ⇒ 第187回臨時国会で「犯罪収益移転防止法改正法」が成立。 <u>2016年10月1日施行。</u>
国内に居住するテロリストがいた場合に、その資金の国内移動を防止する手段がない。	テロリストの財産凍結に関する制度の拡充 ⇒ 第187回臨時国会で「国際テロリスト財産凍結法」が成立。 <u>2015年10月5日に施行。</u>
国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）が未締結。	国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）の締結に必要な事項にかかる法整備 ⇒ 第193回通常国会で「組織的犯罪処罰法改正法」が成立。 <u>2017年7月11日に施行。</u>

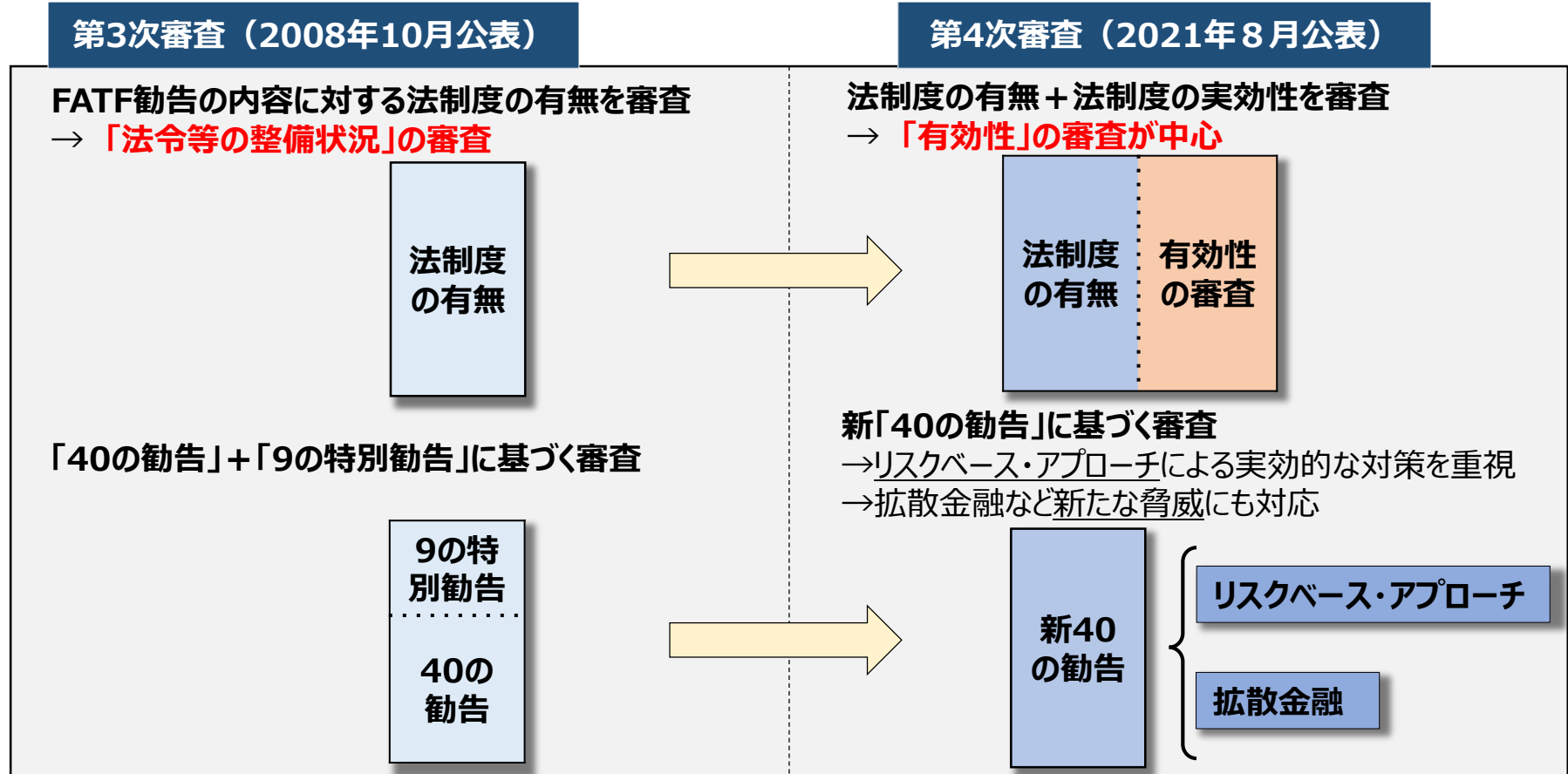
マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の動き

FATFの動き		日本国内の動き	
2008年10月	第3次対日審査報告書公表		
2012年2月	FATF勧告改訂（新40の勧告） →第4次相互審査より適用		
		2013年12月	「世界一安全な日本」創造戦略を閣議決定 (FATF勧告を踏まえたマネロン等対策の強化を表明)
2014年6月	日本に関するFATF声明の公表 (マネロン対策等の不備への迅速な 対応を要請)	2014年11月	改正犯罪収益移転防止法の成立、改正テロ資金提供 処罰法の成立、国際テロリスト財産凍結法の成立
2014年10月	FATFで第4次審査を受けた初めての 国の審査報告書を採択	2014年12月	国のリスク評価書を初めて策定・公表
		2016年5月	仮想通貨交換業者にマネロン等対策を義務付けるため の改正犯収法の成立
		2017年6月	改正組織的犯罪処罰法の成立
2018年10月	FATFが暗号資産をFATF勧告の対 象とすることを明確化する勧告改訂	2018年2月	銀行等向けマネロン・ガイドラインを策定
2021年8月	第4次対日審査報告書公表	2021年8月	「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」設 置及び行動計画策定・公表

FATF第4次対日相互審査の経緯

2019年	5月	審査の開始（書面審査）
	10月～11月	オンサイト審査
2020年		審査報告書について断続的に協議（※4月～10月はコロナで中断）
2021年	6月	FATF会合：審査報告書案の討議
	8月30日	審査報告書の対外公表

第3次審査と第4次審査の比較

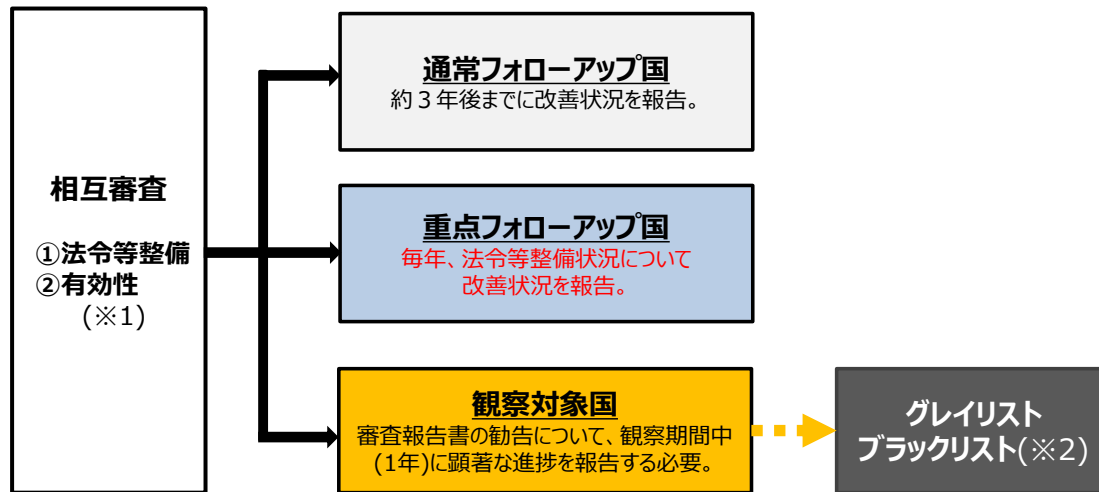


FATF相互審査について

(対日審査報告書が2021年8月に公表)

- FATF (金融活動作業部会) は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融 (大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与) 対策のための国際基準の策定・履行の審査を担う多国間の枠組み。1989年設立。
- FATF基準の履行を担保するため相互審査を実施。
- 日本に対する相互審査は今回で4回目 (前回は2008年) 。

相互審査の結果に応じ、以下のいずれかに分類される。



- (※1) 第4次相互審査は①法令等整備状況、②有効性 (法制度の実効性) の双方の観点から審査。
(※2) 現状、ブラックリストは北朝鮮、イランのみ。

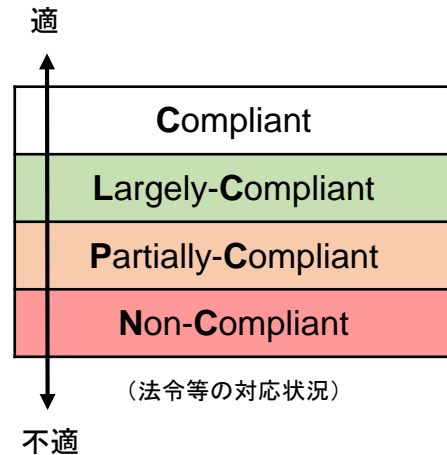
第4次相互審査を受けたFATF加盟国・地域の結果

通常フォローアップ	8	スペイン、 <u>イタリア</u> 、ポルトガル、イスラエル、英国、ギリシャ、香港、ロシア
重点フォローアップ	19	ノルウェー、オーストラリア、ベルギー、マレーシア、オーストリア、 <u>カナダ</u> 、シンガポール、スイス、米国、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、メキシコ、サウジアラビア、中国、フィンランド、韓国、ニュージーランド、 日本
観察対象	3	アイスランド、トルコ、南アフリカ

- (注1) 審査を実施した順番。下線付きはG7国。
(注2) 今後の審査予定国：フランス、ドイツ、オランダ、ルクセンブルク、インド、ブラジル、アルゼンチン

FATF第4次対日相互審査（法令等の整備状況）結果

内容	4次	内容	4次	内容	4次
1 リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	18 金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC	35 義務の不履行に対する制裁措置	LC
2 国内関係当局間の協力	PC	19 勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	36 国連諸文書の批准	LC
3 資金洗浄の犯罪化	LC	20 金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC	37 法律上の相互援助、国際協力	LC
4 犯罪収益の没収・保全措置	LC	21 内報禁止及び届出者の保護義務	C	38 法律上の相互援助：凍結及び没収	LC
5 テロ資金供与の犯罪化	PC	22 DNFBPにおける顧客管理	PC	39 犯人引渡	LC
6 テロリストの資産凍結	PC	23 DNFBPによる疑わしい取引の報告義務	PC	40 国際協力（外国当局との情報交換）	LC
7 大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁	PC	24 法人の実質的支配者	PC		
8 非営利団体（NPO）の悪用防止	NC	25 法的取極の実質的支配	PC		
9 金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C	26 金融機関に対する監督義務	LC		
10 顧客管理	LC	27 監督当局の権限の確保	LC		
11 本人確認・取引記録の保存義務	LC	28 DNFBPに対する監督義務	PC		
12 PEP（重要な公的地位を有する者）	PC	29 FIUの設置義務	C		
13 コルレス銀行業務	LC	30 資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C		
14 送金サービス提供者の規制	LC	31 捜査関係等資料の入手義務	LC		
15 新技術の悪用防止	LC	32 キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC		
16 電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）	LC	33 包括的統計の整備	LC		
17 顧客管理措置の第三者依存	N/A	34 ガイドラインの策定義務	LC		



※TC(Technical Compliance)：「法令等の整備状況」の審査

FATF第4次対日相互審査（有効性）結果

評価項目		評価
1	マネロン/テロ資金リスクの評価	S
2	国際協力	S
3	金融機関等の監督	M
4	金融機関等によるマネロン/テロ資金対策	M
5	法人等の悪用防止	M
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	S

評価項目		評価
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8	マネロン収益の没収	M
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

(注) 対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、H(High)、S(Substantial)、M(Moderate)、L(Low)と評価。

◆日本の相互審査

- 日本は、マネロン・テロ資金対策の成果を上げている一方、対策の有効性を高めるために、一定の分野においては優先的に取り組む必要がある。
- 日本の関係当局は、直面しているマネロン・テロ資金リスクをよく理解しており、日本にとって大きなリスクをもたらす分野に対するマネロン・テロ資金供与対策に率先して取り組んできた。
- 日本は、マネロン・テロ資金供与の捜査・訴追のための金融インテリジェンスの収集及び利用について良い結果を示している。また、国際的なパートナーとも建設的に協力している。
- 日本のテロ資金供与のリスクは低いものの、法執行機関は、組織犯罪グループの「暴力団」に絡むリスクなど主要なリスク分野への対応を含め、詐欺や薬物関連犯罪等の複雑で大規模なマネロン事案により焦点を当てる必要がある。また、日本の当局は、犯罪収益の没収について取組を強化する必要がある。
- 日本の当局は、拡散金融リスクについて、事業者に対して積極的に働きかけを行っている。しかし、制裁潜脱を意図せず容易にしてしまうことを防ぐ措置の効果的な実施を確保する必要がある。
- 日本は、暗号資産と暗号資産サービス提供者に関連するリスクに対処するための強固な行動をとっているが、現在、それらが悪用されることを防止するための措置を完全に実施する必要がある。
- また、日本は、顧客管理義務をはじめ、金融機関や非金融業者・職業専門家が行うべきマネロン・テロ資金供与対策義務の改善や、法人及び法的取極めの悪用防止のための実質的支配者情報へのアクセスの改善に優先的に取り組む必要がある。
- FATFは、2021年6月の全体会で本報告書を採択した。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画の概要

項目	具体的な対応	期限
①リスク評価及び政策会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> 国のリスク評価書を刷新する。 	令和3年末
	<ul style="list-style-type: none"> 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置する。 	実施中
②金融機関等の監督強化	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等に対するリスクベースでの検査監督を強化する。 マネロン等対策に関する監督ガイドラインを更新・策定する。 	令和4年秋
③実質的支配者情報の透明性向上	<ul style="list-style-type: none"> 商業登記所が株式会社の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を開始する。(令和4年1月～) 当該情報の一元管理に向けた検討を実施する。 	令和4年秋
④マネロン・テロ資金供与の捜査・訴追等	<ul style="list-style-type: none"> 組織的犯罪処罰法、テロ資金提供処罰法の法定刑等について検討し、所要の措置を講じる。 	令和4年夏
	<ul style="list-style-type: none"> マネロンの起訴率向上のためタスクフォースを設置、各種通達の発出等を行い、これらを踏まえた捜査・訴追を実施する。 	令和4年秋
⑤資産凍結及びNPOの悪用防止	<ul style="list-style-type: none"> 大量破壊兵器拡散にかかわる居住者の資産凍結を実施する法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。 	令和4年夏
	<ul style="list-style-type: none"> NPOにかかるリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。 	令和4年春